

PRESS RELEASE

令和 3 年 5 月 2 5 日
産 業 振 興 部 商 工 課

「志摩市ご縁に感謝プロジェクト」

飲食店の感染防止対策のさらなる強化を目指して！

～飲食店感染防止対策ステップアップ補助金～

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、令和 3 年 2 月から 5 月にかけて、市内事業者を対象に「新型コロナウイルス感染症対策強化準備金」の交付を行っています。

感染防止対策をさらに強化し、市内で安全安心に飲食できる環境を整えるため、飲食店が実施する感染防止対策にかかる経費に対して補助金を交付します。これにより、三重県が 5 月 11 日から実施している「みえ安心おもてなし施設認証制度」の申請に繋がります。

対 象 者 対象経費 	1. 対象者（以下をすべて満たす者） ① 市内に店舗がある飲食店事業者 ② 市内で現に事業を営み、今後 1 年以上事業を営む予定であること ③ 令和 3 年 6 月 1 日以降に実施する感染防止対策であること ④ 市税の滞納がないこと 2. 対象経費（以下のいずれかに該当すること） ① 感染防止対策を強化するために要した備品等の経費 （例）▲ パーテーションの十字型設置 ▲ CO2 センサー（二酸化炭素濃度測定器）の導入 ▲ 来客用検温システムの導入 ▲ 空気清浄機の導入 ※マスク・消毒液等の消耗品は除く ② 三重県感染防止対策強化推進補助金の交付を受けた場合、補助対象経費にかかる自己負担額
補助金額	上限 5 万円（千円未満切捨） ※1 事業者につき 1 回まで
申請方法	インターネット又は郵送で申請 * インターネット申請：市 H P 又は告知チラシから申請サイトにアクセス * 郵送申請：申請書は、市役所商工課窓口で受取又は市 H P からダウンロード
申請期間	令和 3 年 6 月 1 日（火）～9 月 30 日（木） ※当日消印有効
問い合わせ	志摩市 産業振興部 商工課 TEL:0599-44-0010 FAX:0599-44-5262 提出先：〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098-22

※同事業は、5 月 2 5 日午後 1 時半からの臨時議会にて可決後実施